

令和4年度

# 農業協同組合監査士資格試験

## 受 験 案 内



JA全中

全国農業協同組合中央会

東京都千代田区大手町1-3-1

電話 (03)6665-6260 (教育部)

## もくじ

令和4年度 農業協同組合監査士資格試験 受験案内	1
--------------------------	---

### 参考資料

令和4年度農業協同組合監査士資格試験実施要領	10
令和4年度農業協同組合監査士資格試験委員会委員名簿	12
農業協同組合監査士資格試験規程（令和元年5月15日改正）	13
農業協同組合監査士 選任要件規程（令和元年5月15日改正）	20

# 令和4年度 農業協同組合監査士資格試験 受験案内

全国農業協同組合中央会

## 1. 試験の性格

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(令和元年6月3日農林水産省令第8号)第241条第1項の規定に基づいて行う農業協同組合監査士資格試験(以下「資格試験」という。)は、JA全中の「農業協同組合監査士資格試験規程」(以下「試験規程」という。)に基づき、毎年本会に農業協同組合監査士資格試験委員会を設置して9月に実施しています。

この資格試験に合格し、合格後に所定の要件を満たした人が農業協同組合監査士に選任される資格をもつこととなります。

## 2. 受験資格

この資格試験には、受験資格の制限はありません。※

※ 農業協同組合監査士となるためには、資格試験に合格するほか、農業協同組合監査士選任要件規程に定める要件を満たしたうえで、都道府県農業協同組合中央会監査規程あるいは全国農業協同組合中央会監査士管理規程に基づく選任を受けなければなりません。

## 3. 試験科目・教科

資格試験は、監査、財務会計、経営管理、農協制度、関係法(法人税法、民法)の5科目6教科について行います。

科目	教科	内 容
監 査	監 査 論	監査理論(監事監査、内部監査を含む)及び監査の実務(業務監査を含む)
財 務 会 計	財務会計論	財務諸表論、簿記理論及び農業協同組合の簿記実務
経 営 管 理	経営管理論	経営学概論及び管理会計論
農 協 制 度	農 協 制 度	農業協同組合法及び農業協同組合論(協同組合論を含む)
関 係 法	法 人 税 法	法人税法
同 上	民 法	民法(総則、物権、債権)

#### 4. 出題における法令等の基準日等について

##### (1) 出題における法令等の基準日について

教科	法令等	※基準日（年月日）
監査論	監査基準 農業協同組合中央会監査基準	令和4年 4月 1日現在
財務会計論	会社法 金融商品取引法 会計諸則 農業協同組合法	令和4年 4月 1日現在
経営管理論	—	—
農協制度	農業協同組合法（準用法規を含む）	令和4年 4月 1日現在
法人税法	法人税法	令和4年 3月 31日現在
民法	民法	令和4年 4月 1日現在

※基準日において施行されている法令等による。

##### (2) 試験場への条文等の持込みについて

試験場には、受験票・筆記用具および電卓以外は持込むことができません。

したがって、試験場への六法全書等の持込みは認めません。ただし、必要に応じ、問題用紙とは別に「問題に関する箇所の条文抜粋」を配布するか、あるいは、この部分を問題用紙の中に刷り込むかのいずれかの方法を採用します。

#### 5. 合格基準

##### (1) 受験教科

資格試験は、全6教科を同時に受験しなければなりません。

令和2年度及び令和3年度の教科合格者で、教科免除を申請した人については、免除を申請した教科以外の全教科を同時に受験しなければなりません。

##### (2) 合格基準

各科目とも200点を満点とし、関係法については、教科（法人税法、民法）ごとに100点をもって満点とします（総点数1000点満点）。

総点数600点以上を得点し、かつ、すべての科目において80点以上を得点した場合に合格となります。

教科免除を申請し、認められた人については、免除を申請した以外のすべての教科において120点以上（法人税法、民法については60点以上）を得点した場合に合格となります。

##### (3) 教科免除(教科合格)

令和4年度の資格試験の結果、合格基準を満たさなかった人で、120点以上（法人税法および民法については60点以上）を得た教科が4教科以上ある人は教科合格者とし、次回(令和5年度)および次々回(令和6年度)の資格試験において、申請により、その120

点以上（法人税法および民法については60点以上）を得た教科の試験が免除されます。

次回(令和5年度)および次々回(令和6年度)の資格試験で、免除教科以外の全教科について同時に試験を受け、免除教科以外の教科すべてにおいて120点以上（法人税法および民法については60点以上）を得た場合に、資格試験に合格したことになります。

### ① 教科免除の有効期限

全教科を受験し、一部の教科について試験が免除となった教科の有効期限は、全教科受験した年度後の2年間となります。（試験規程第4条参照）

したがって、次年度において新たに教科合格した教科があっても、この時点から2年間ではなく、あくまでも全教科受験した時点から数えます。

### ② 教科免除と全教科受験との関係

一部の教科について試験が免除されている場合で、教科免除申請書を提出しないで全教科受験で申し込んだときは、教科免除の権利を喪失しますので注意が必要です。

## 6. 試験場、試験日および時間割

### (1) 試験場

<受験地>	<試験場>
宮 城	J A学園宮城 講堂 宮城県名取市高館川上字南台2-1
東 京	J Aビル 3階301・302・303、4階401会議室 東京都千代田区大手町1-3-1
大 津	滋賀県農業教育情報センター 2階第3研修室 滋賀県大津市松本1丁目2番20号
岡 山	岡山県J Aグループ教育研修センター 岡山市北区磨屋町9番18号 岡山県農業会館7階研修室
熊 本	J A熊本教育センター 熊本県合志市栄3766-32

- ・希望する受験地を1ヵ所選定して、受験申込書の受験地欄に記載してください。
- ・岡山会場は、入館できるのは午前8時以降ですのでご注意ください。
- ・貴重品等、身の回り品におかれましては紛失・盗難の恐れがありますので十分ご注意ください。
- ・試験会場におけるコロナ感染防止対策を徹底しますのでご理解・ご協力願います。
- ・不正受験対策として、スマートフォン・携帯電話等の電源切断を確実に確認します。また、試験会場における巡回回数を増やします。

なお、腕に装用することから試験中も常に見ることができる通信機能付き腕時計についても、試験中に装用することを禁止します。スマートフォン同様かばん等にしまってください。

## (2) 試験日時

令和4年 9月1日(木曜日) 9時30分～17時  
9月2日(金曜日) 9時30分～15時

## (3) 時間割

9月1日(木)

時間	9:30～11:30	12:30～14:30	15:00～17:00
教科	監査論	財務会計論	経営管理論

9月2日(金)

時間	9:30～11:30	12:30～13:30	14:00～15:00
教科	農協制度	法人税法	民法

## 7. 受験手続

### (1) 受験願書の配布

受験願書はホームページ「JA全中人づくり」からダウンロードしてください。  
（「監査士資格試験」を選択 ユーザー名：siken、パスワード：jasiken）

### (2) 受験願書の提出先

受験願書は、以下のとおり各JA中央会に提出してください。郵送により提出する場合には、必ず書留もしくは特定記録で郵送してください。なお、受験願書提出後の受験地の変更は原則として認められません。

都道府県コード	内 容	願書提出先
JA、県連等 (01～47)	JA、JAの関連団体・企業に勤務する人、都道府県のJA中央会・連合会（統合連合会の都道府県本部を含む）、関連団体に勤務する人	その団体の所在する都道府県のJA中央会（農協監査士資格試験担当部署）
JA全国連等 (48)	JA全国連、全国を地区とする関連団体に勤務する人	JA全中 教育部教育企画課 〒100-6837
一般 (49)	上記以外の人（JA関連外の学校・企業・団体等に在籍・勤務する人等）	東京都千代田区大手町1-3-1 （郵送の場合、封筒に「農業協同組合監査士資格試験受験願書」と明記してください）。

### (3) 受験願書の提出期間

令和4年6月3日(金)より6月21日(火)までの間(郵送の場合、当日消印有効)

### (4) 受験手数料(非課税)

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| ① 全教科受験者                 | 40,000円 |
| ② 教科免除者で1教科受験者(5教科が教科免除) | 26,800円 |
| ③ 教科免除者で2教科受験者(4教科が教科免除) | 28,200円 |

#### <受験手数料の払込み方法>

J A等、都道府県のJ A中央会・連合会(統合連合の都道府県本部を含む)等に勤務する人の受験手数料は、9月下旬にJ A中央会を通じて決済します。

J A全国連等に勤務する人の受験手数料はJ A全中より各団体あて請求します。

上記(2)の「一般」に該当する人は、受験願書に受験手数料を添えて現金書留で送付してください。

### (5) 受験願書等

受験願書として、次の書類を提出してください。書類の記載および添付書類に不備がある場合には、願書は受理しません。その場合、上記(2)「一般」に該当する人には受験料を返還します。

#### ① 受験願書

- ・受験願書の「記入上の注意」をよく読み、以下の要領で作成し提出してください。書類の記載に不備がある場合には、願書は受理しません。

- ・「受験願書」には所定の事項を楷書で漏れなく記載してください。

「受験者」欄の「氏名」「生年月日」「住所」「所属団体名」※の記入欄には実際に試験を受験する人の情報を記入してください。

「申込者」欄の「団体名」「所在地」「氏名(責任者または担当者名)」の記入欄には、J A名等申込者の情報を記入してください。

※ 出向している人については、出向元を記入してください。

- ・「受験願書」右上の所定の箇所に写真を添付してください。

写真は撮影後6ヵ月以内の正面上半身像(縦4.5cm×横3.5cm)とし、白黒・カラーいずれでもかまいませんが、スナップ写真はさけてください。受験時に眼鏡を使用する人は、眼鏡をかけた写真にしてください。

#### ② 教科免除申請書(教科免除を申請する人のみ)

試験規程第4条第3項の規定によって、資格試験の教科免除を申請する人

(令和2年度及び令和3年度の教科合格者)は、①受験願書のほかに、「教科免除申請

書」を提出してください。(ホームページよりダウンロード、7(1)を参照)

※ 令和元年度以前に全教科を受験し、一部の教科について試験の免除を受けることができることとなっていた人は、令和3年度で失効となっていますので全教科受験となります。

## (6) 受験票の送付

J A全中は、受理した受験願書を審査のうえ、直接受験者あてに受験票を送付します。受験票が令和4年8月8日(月)を過ぎても到着しないときは、提出先のJ A中央会に照会してください。

受験のときには、この受験票の携帯が必要であり、受験票を携帯しない人は受験できません。

また、合格発表は、受験番号をホームページ上で発表しますので、それまで紛失しないように注意してください。

## 8. 合格者の発表・通知

### (1) 発表日

令和4年10月14日(金) 午後4時(予定)

### (2) 発表方法

合格者・教科免除者の受験番号および試験結果の概要について、J A全中「一般向け」ホームページ上において発表します。また、同時にプレスリリース(農協記者クラブ)する予定です。

【J A全中ホームページアドレス】<http://www.zenchu-ja.or.jp/>

### (3) 通知方法(発表当日)

#### 【J A・県連等関係】

#### ① 受験者本人

イ. 合格者 : 「合格通知書」と「成績通知書」を郵送します。

ロ. その他の受験者 : 「成績通知書」を郵送します。

#### ② 都道府県農業協同組合中央会

「得点表(10教科のランク別)」、「受験者・申込者一覧」を郵送します。

#### ③ 受験申込者(J A・連合会等)

「受験者の成績照会をする場合の照会先について」の連絡文を郵送します。

#### 【一般の受験者】

【J A・県連等関係】①に準じて連絡します。



## 9. 個人情報に関する取り扱いについて

- (1) 本試験に関する個人情報（受験願書にご記入いただいた項目および試験の合否・採点結果）は、試験事務処理に必要な範囲に限定して使用（契約に基づく外部機関への委託も含む）します。また、「申込者」および都道府県農業協同組合中央会試験担当部署に対して、本試験制度の趣旨に沿った範囲で個人情報を提供することとします。
- (2) 受験者本人の個人情報は必要な期間（受験申込から3年間）保有することとし、その後は破棄します。ただし、合格者については合格者台帳に記載した合格時の情報（氏名、住所、生年月日、勤務先、合格年次）を継続的に管理することとします。  
また、この情報は認定業務以外の目的には使用しません。
- (3) 受験者本人の個人情報に関する照会や、訂正、追加については、受験者本人から別途連絡いただくことにより合理的な期間および範囲で対応します。下記事務局までご連絡ください。

試験に関して不明の事項については、もよりのJA中央会またはJA全中 教育部教育企画課にお問い合わせください。

なお、試験委員への直接のお問い合わせは厳に慎んでください。ご質問については、JA全中 教育部 教育企画課にお問い合わせください。

JA全中 教育部 教育企画課

〒100-6837 東京都千代田区大手町1-3-1

電話 03-6665-6260

Email [kyouiku.s@zenchu-ja.or.jp](mailto:kyouiku.s@zenchu-ja.or.jp)

FAX 03-3217-5073

## 受験願書記入用 コード表

### 1. 受験地コード

宮城	1	岡山	4
東京	2	熊本	5
大津	3		

### 2. 都道府県コード

北海道	01	滋賀	25
青森	02	京都	26
岩手	03	大阪	27
宮城	04	兵庫	28
秋田	05	奈良	29
山形	06	和歌山	30
福島	07	鳥取	31
茨城	08	島根	32
栃木	09	岡山	33
群馬	10	広島	34
埼玉	11	山口	35
千葉	12	徳島	36
東京	13	香川	37
神奈川	14	愛媛	38
山梨	15	高知	39
長野	16	福岡	40
新潟	17	佐賀	41
富山	18	長崎	42
石川	19	熊本	43
福井	20	大分	44
岐阜	21	宮崎	45
静岡	22	鹿児島	46
愛知	23	沖縄	47
三重	24	全国	48
		一般	49

### 3. 所属団体コード

農業協同組合	50
J A中央会	60
J A信連	61
J A経済連・全農県本部	62
J A共済連	63
その他のJ A連合会	64
J Aグループ関連団体	70
その他の団体・企業	80
その他	93

※ 出向している人については、出向元コードを記入してください。

### 4. 受験区分コード

全教科受験	1
教科受験	2

### 5. 教科区分コード

監査論	1
財務会計論	2
経営管理論	3
農協制度	4
法人税法	5
民法	6

※これらのコード表は、受験願書の裏面にもあります。

## 参 考 資 料

令和4年度農業協同組合監査士資格試験実施要領

令和4年度農業協同組合監査士資格試験委員会委員名簿

農業協同組合監査士資格試験規程（令和元年5月15日改正）

農業協同組合監査士 選任要件規程（令和元年5月15日改正）

# 令和4年度 農業協同組合監査士資格試験 実施要領

全国農業協同組合中央会

## 1. 目的

農業協同組合監査士資格試験規程に基づき実施する試験の手続き等を定める。

## 2. 受験案内の配布

受験案内・願書類は、「JA全中人づくり」ホームページからダウンロードしてください。  
(「試験関係」を選択 ユーザー名：siken, パスワード：jasiken)

## 3. 願書の提出先および提出期限

受験希望者は、受験願書を令和4年6月3日(金)より6月21日(火)までの間に、JA中央会農協監査士資格試験担当部署へ提出する。

JA中央会は、地区内の受験願書を取りまとめ、令和4年6月30日(木)までに、JA全中へ提出する。

## 4. 受験料(非課税)

- ①全教科受験者 40,000円
- ②教科免除者で1教科受験者(5教科が教科免除) 26,800円
- ③教科免除者で2教科受験者(4教科が教科免除) 28,200円

受験内容及び受験申込者数に相当する金額を、9月下旬にJA中央会の口座より一括引き落す。なお、願書受理後は受験の棄権はできるが、願書の取り消しはできないので、受験手数料は返還しない。ただし、死亡退職等した場合を除くものとする。

## 5. 受験票の送付

JA全中は、受理した願書を審査のうえ受験票を8月上旬までに受験者あてに送付する。

## 6. 試験日程

### 《9月1日(木)》

時間	9:30~11:30	12:30~14:30	15:00~17:00
教科	監査論	財務会計論	経営管理論

### 《9月2日(金)》

時間	9:30~11:30	12:30~13:30	14:00~15:00
教科	農協制度	法人税法	民法

## 7. 出題における法令等の基準日について

教科	法 令 等	※基準日 (年月日)
監 査 論	監査基準 農業協同組合中央会監査基準	令和4年 4月 1日現在
財務会計論	会社法 金融商品取引法 会計諸則 農業協同組合法	令和4年 4月 1日現在
経営管理論	—	—
農 協 制 度	農業協同組合法 (準用法規を含む)	令和4年 4月 1日現在
法 人 税 法	法人税法	令和4年 3月 31日現在
民 法	民法	令和4年 4月 1日現在

※基準日において施行されている法令等による。

## 8. 試験会場

宮城会場	J A学園宮城 講堂 宮城県名取市高館川上字南台2-1
東京会場	J Aビル 3階301・302・303、4階401会議室 東京都千代田区大手町1-3-1
大津会場	滋賀県農業教育情報センター 2階第3研修室 大津市松本1丁目2番20号
岡山会場	岡山県J Aグループ教育研修センター 岡山市北区磨屋町9番18号 岡山県農業会館7階研修室
熊本会場	J A熊本教育センター 熊本県合志市栄3766-32

## 9. 合格者の発表

10月14日(金) 午後4時(予定)

## 10. 合格証書の交付

11月上旬までにJ A中央会を通じて交付する。

## 11. その他

- ① 試験会場におけるコロナ感染防止対策を徹底する。
- ② 不正受験対策として、携帯電話等の電源切断を確実に確認する。また、試験会場における巡回回数を増やす。
- ③ 試験問題等に関する問合せ先については、受験案内において周知する。

## 令和4年度 農業協同組合監査士資格試験委員会委員

(敬称略 五十音順)

氏 名	所 属
いしぐち おきむ 石口 修	愛知大学大学院 法務研究科長 法学研究科所属 教授
おおもり かずゆき 大森 一幸	みのり監査法人 理事長
こむら きみひさ 古村 公久	京都産業大学 経営学部 准教授 ・公認会計士
さとう こういち 佐藤 幸一	汐留パートナーズ税理士法人 シニアアドバイザー ・税理士
しばがき ゆうじ 柴垣 裕司	国立大学法人 静岡大学 学術院 農学領域 准教授
たき せいいちろう 多木 誠一郎	国立大学法人 小樽商科大学 商学部企業法学科 教授
つのがや のりゆき 角ヶ谷 典幸	国立大学法人 一橋大学 大学院 経営管理研究科 教授
つるどめ なおゆき 鶴留 尚之	一般社団法人 全国農業協同組合中央会 J A経営対策部長
ひき ふみこ 挽 文字	国立大学法人 一橋大学 大学院 経営管理研究科 教授
ひらの しゅうすけ 平野 秀輔	青森大学 総合経営学部 教授 東京キャンパス長 ・公認会計士・ 税理士

# 農業協同組合監査士資格試験規程

制 定 昭和30年 2月28日  
 改 正 昭和31年 3月19日  
 昭和33年 4月 1日  
 昭和43年 4月 1日  
 昭和45年 6月 1日  
 昭和47年 6月 1日  
 平成 2年 4月 1日  
 平成 9年 4月 1日  
 平成13年11月 1日  
 平成20年 2月29日  
 平成20年 7月16日  
 平成28年 4月 1日  
 平成30年 4月11日  
 令和元年 5月15日

第1条 この会が、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（令和元年6月3日農林水産省令第8号）第241条第1項の規定に基づいて行う農業協同組合監査士資格試験（以下「資格試験」という。）は、この規程に定めるところによる。

第2条 資格試験は、農業協同組合及び農業協同組合連合会の監査を行うに足る学識と経験を有するかどうかを判定するため、筆記の方法によって行う。

第3条 資格試験は、下記の教科について行う。

科 目	教 科	内 容
監 査	監 査 論	監査理論及び農業協同組合の監査の実務
財務会計	財務会計論	財務諸表論及び簿記論（簿記理論、農業協同組合の簿記実務）
経営管理	経営管理論	経営学概論及び管理会計論
農協制度	農協制度	農業協同組合法及び農業協同組合論（協同組合論を含む）
関係法	法人税法	法人税法
	民法	民法（総則、物権、債権）

第4条 資格試験は、各科目とも200点をもって満点とする。ただし関係法については教科（法人税法、民法）ごとに100点をもって満点とする。

2. 資格試験の合格基準は、総点数600点以上でかつ1科目につき80点以上とする。
3. 会長は、資格試験の結果が前項の合格基準に達しなかった者であつて、かつ、1教科につき120点以上（法人税法及び民法については1教科につき60点以上）の成績を得た教科が4教科以上ある者に対し、資格試験の結果をその対象者に通知するものとする。

なお、当該対象者については、第7条第2項の規定による申請により、この会が次回及び次々回に行う資格試験に限り、当該教科の試験を免除する。

4. 前項の規定により免除を受けた者が、この会が次回に行う資格試験において、免除した教科以外の2教科について資格試験を受け、このうち1教科につき120点以上（法人税法

及び民法については1教科につき60点以上)の成績を得たときは、会長は、資格試験の結果を当該成績を得た者に対して通知するものとする。

なお、当該成績を得た者については、第7条第2項の規定による申請により、この会が次々回に行う試験に限り当該教科の試験を免除する。

5. 第3項及び前項の規定により免除を受けた者がその免除を受けた教科以外について試験を受け、各教科についてそれぞれ120点以上(法人税法及び民法については60点以上)を得たときは、その者は第2項の合格基準に達したものとする。

6. 第3項又は第4項の規定による免除を受けることができる者が、第7条第2項の規定による免除申請をしないで、受験を申し込んだときは、免除申請の権利を失うとともに、前項の規定は適用されない。

第5条 資格試験は、毎年1回以上これを行う。

2. 試験は全国に数か所の試験場を設け、同時にこれを行う。

第6条 会長は、資格試験の施行期日及び施行地その他資格試験の施行に関し必要な事項を試験期日60日前までに公表するとともに、都道府県農業協同組合中央会を通じてその周知を図るものとする。

第7条 資格試験を受けようとする者は、受験申込書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類及び受験料を添えてこの会に願出しなければならない。

(1) 写真

(2) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた書類

2. 第4条第3項又は同条第4項の規定により、一部の教科について試験の免除を受けようとする者は、前項の受験願に教科免除申請書(別記様式第2号)を添付するものとする。

3. 受験申込書は、本人の就職している団体の住所地がその地区にある都道府県農業協同組合中央会を経由して提出するものとする。ただし、本人の就職している団体が国又は全国の区域を地区とする団体である場合及び就職している団体がいない場合は、この会に直接提出するものとする。

4. 受験料は、実費負担の考え方にに基づき実施要領において定めるものとする。

第8条 この会に、農業協同組合監査士資格試験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2. 委員会の委員は、会長が学識経験者のうちからこれを委嘱する。

3. 委員の任期は1年とする。

第9条 委員会は、試験問題の作成及び採点を行う者を選任し、資格試験の運営を行う。

2. 委員会は、資格試験の運営に関し、会長の諮問に応ずる。

第10条 委員会は、会長がこれを招集する。

2. 前項に定めるものの外委員会の運営につき必要な事項は、委員会の定めるところによる。

第11条 会長は、合格者に対して合格証書を交付し、かつ、その氏名を公表する。

2. この会に、資格試験合格者名簿を備え、合格者の住所氏名その他必要な事項を記載する。

第12条 会長は、不正の手段によって資格試験を受けた者に対しては、合格の決定を取り消すことができる。



附 則

この規程は、昭和30年2月28日より施行する。

附 則

1. 改正の規程は、昭和31年3月19日より施行する。
2. 第5条の2及び第8条第3項の規定は、昭和30年度に行った資格試験の受験者からこれを適用する。

附 則

改正の規程は、昭和33年4月1日より施行する。

附 則

1. 改正の規程は、昭和43年4月1日より施行する。
2. 第3条および第4条第3項の規定は、昭和43年度に行った資格試験の受験者からこれを適用する。

附 則

1. 改正の規程は、昭和45年6月1日より施行する。
2. 第4条第3項第4項および第5条の2第2項の規定は、昭和44年度に行なった資格試験の受験者からこれを適用する。

附 則

改正の規程は、昭和47年6月1日より施行する。

附 則

改正の規程は、平成2年4月1日より施行する。

付 則 (平成9年4月1日 一部改正)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

なお、経過措置として、平成9年度および平成10年度においては、旧規程を下記のとおり読み替える。

旧 規 程 条 文		読み替え後
第2条	筆記および口述の方法	筆記の方法
第2条第2項		<不適用>
第3条	筆記試験および口述試験	資格試験
第4条第2項	筆記試験および口述試験	試験
第4条第3項	2回の筆記試験	1回の筆記試験
第5条の2、第2項		<不適用>
第6条第3項		<不適用>
第8条第4項		<不適用>

また、平成10年度の科目合格者が11年度に教科受験する場合は、免除教科を下記のとおり読み替える。

10年度合格科目	11年度に免除する教科
監査	監査論、農協の監査実務
会計学	財務諸表論、管理会計
簿記	簿記理論、農協の簿記実務
法規	農業協同組合法
協同組合論	農業協同組合論

#### 附 則

1. この規程の改正は、平成14年4月1日から施行する。
2. 平成13年度の資格試験において、次に定める教科に合格した者については、平成14年度の試験に限り教科の合格者とみなし、第4条第3項の規定に該当する場合は、当該教科の受験を免除することとする。
  - ① 監査論については、「監査論」「農業協同組合の監査の実務」の両教科について教科合格の場合
  - ② 会計学については、「財務諸表論」「管理会計」の両教科について教科合格の場合
  - ③ 簿記については、「簿記理論」「農業協同組合の簿記の実務」の両教科について教科合格の場合
  - ④ 農協制度については、「農業協同組合法」「農業協同組合論」の両教科について教科合格の場合
  - ⑤ 法人税法については、「法人税法」の教科合格の場合
  - ⑥ 民法については、「民法」の教科合格の場合

#### 附 則

この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

1. この規程の改正は、平成20年7月16日から施行する。
2. 第4条第6項の規定は、この会が平成20年度に行う資格試験から適用する。
3. この会が平成19年度に行った資格試験において第4条第3項の成績を得た者であって、第7条第2項による免除申請を行わず、平成20年度に行う資格試験においても第4条第3項の成績を得た者については、平成21年度に行う資格試験を受験する場合にあたり、平成19年度又は平成20年度の試験の成績をもって、第7条第2項の規定による申請をすることができる。

この場合の免除申請の権利の有効期間については、平成19年度の成績をもって申請を行う場合は、平成21年度に行う資格試験限りとし、平成20年度の成績をもって申請を行う場合は、平成22年度に行う資格試験までとする。

4. この会が平成 19 年度に行った資格試験において第 4 条第 3 項の成績を得た者であって、平成 20 年度に行う資格試験において、第 7 条第 1 項の規定による受験申込みに際し、同条第 2 項による免除申請を行わず、第 4 条第 1 項及び第 3 項の成績を得ることができなかった者については、平成 21 年度に行う資格試験を受験するにあたり、第 7 条第 2 項の規定による申請を行うことができる。

この場合の平成 19 年度の成績をもって行う免除申請の権利の有効期間については、平成 21 年度に行う資格試験限りとする。

5. この会が平成 19 年度に行った資格試験において第 4 条第 3 項の成績を得た者であって、平成 20 年度に行う資格試験において、第 7 条第 1 項の規定による受験申込みをしなかった者の平成 19 年度の成績をもって行う免除申請の権利の有効期間については、平成 22 年度に行う資格試験までとする。

附 則

改正の規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

改正の規程は、平成 30 年 4 月 11 日より施行する。

附 則

1. この規程の改正は、令和元年 9 月 30 日より施行する。
2. 経過措置として、第 4 条に基づき、平成 30・令和元年度の教科において合格基準に達しなかった者が、令和 2・3 年度に教科受験する場合は、受験教科を下記のとおり読み替える。

平成 30 年度・令和元年度合格基準に達しなかった教科	令和 2・3 年度に受験する教科
監査論	監査論
会計学	経営管理論または財務会計論のいずれか 1 教科
簿記	財務会計論
農協制度	農協制度
法人税法	法人税法
民法	民法

(様式第1号)

## 農業協同組合監査士資格試験受験申込書

私は農業協同組合監査士資格試験を受けたいので必要な書類を添えて申し込みます。

受験地〔                      〕

令和    年    月    日

住 所

.....(個人の住所).....

職 業

氏 名 .....印

一般社団法人 全国農業協同組合中央会 代表理事会長 殿

(様式第2号)

## 農業協同組合監査士資格試験教科免除申請書

私は、農業協同組合監査士資格試験規程第4条第3項の規定により、試験の教科免除を申請します。

1. 前回の受験番号

平成（ ）年度 第 号

2. 免除となる教科

令和 年 月 日

住 所

.....(個人の住所).....

職 業

.....

氏 名

.....<sup>Ⓔ</sup>

一般社団法人 全国農業協同組合中央会 代表理事会長 殿

# 農業協同組合監査士 選任要件規程

制定：令和元年5月15日  
全国農業協同組合中央会

## (総則)

第1条 この規程は、農業協同組合監査士（以下「監査士」という。）の選任を受けようとする者のため、選任要件、選任の方法、その他必要な事項を定める。

## (監査士の選任要件)

第2条 農業協同組合法施行規則(令和元年農林水産省令第8号)第241条の定めに基づき、農業協同組合監査士の選任を受けるための要件は、以下の全てを満たすことをその内容とする。

- 一 全国農業協同組合中央会（以下「全中」という。）が行う資格試験（次号において「農業協同組合監査士試験」という。）に合格すること。
- 二 農業協同組合監査士試験に合格した後、監査事業に従事する者となるために必要な技能を修習するため、組合の監査事業の実務についての研修を修了すること。
- 三 次のいずれかの事務に二年以上、かつ、選任を受ける時点で従事していること。
  - イ 都道府県農業協同組合中央会（以下「都道府県中央会」という。）の監査担当部課における監査事業に関する補助又は公認会計士若しくは監査法人における組合の監査に関する補助の事務
  - ロ 全中ならびに都道府県中央会の監査担当部課以外の部課における組合の経営に関する相談に応ずる事務
  - ハ 組合における貸付け、債務の保証その他の資金の運用の審査に関する事務、原価計算その他の財産分析に関する事務又は内部監査に関する事務
- 2 前項第1号の要件を満たす者を農業協同組合監査士補とする。

## (実務研修の内容)

第3条 実務研修は、次の各号のすべてを修了しなければならない。

- 一 集合研修  
全中が主催する所定の研修会を受講するものとする。
- 二 研究報告  
全中が定める課題について研究報告書を作成し、審査を受けるものとする。
- 2 全中は、前項の課程を修了した者に対し、集合研修及び研究報告の修了証書を授与する。
- 3 公認会計士は、第1項第1号に定める集合研修を受講すること、ならびに、都道府県中央会の監査担当部課又は公認会計士若しくは監査法人における組合の監査を担当する部課に一年以上在籍し、組合の監査事業の実務についての補習を受けることを第1項の修了

要件として読み替える。

(監査士の選任の方法)

第4条 監査士の選任は、以下のいずれかの方法により行う。

- 一 都道府県農業協同組合中央会監査規程例第2条に基づき、都道府県中央会の会長が過半数の理事の同意を得て行う。
  - 二 全国農業協同組合中央会農業協同組合監査士管理規程第2条に基づき、全中の会長が過半数の理事の同意を得て行う。
- 2 都道府県中央会が選任を行った場合は、遅滞なくその旨を全中に報告する。

(当規程の制定日以前の実績の通算)

第5条 当規程の制定日以前に旧農業協同組合法施行規則222条第1項ならびに「農業協同組合監査士実務補習規程(廃止)」が定めていた選任要件を充足または一部充足していた場合、第2条に定める選任要件の充足状況の判定にあたり、その事実を通算することができる。

附則1

この内規の改廃は全中理事会において行う。

附則2

この規程は、令和元年9月30日から施行する。

以 上